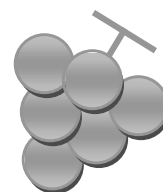
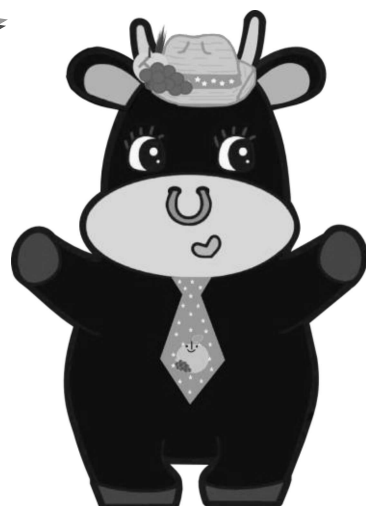
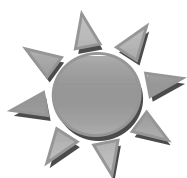


# 令和6年度 保育園等の利用申込みの手引き

保育園等への入所を希望する場合の利用申込みに関するご案内です。  
内容をよく読んでお申し込みください。



## もくじ

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 1. 新年度入園申込みについて（4月入園）             | …1   |
| 2. 入園決定及び保育料決定の時期について             | …1   |
| 3. 教育・保育給付認定について                  | …2   |
| 4. 保育園等の利用について                    | …3～4 |
| 5. 保育料について                        | …5   |
| 6. 副食費について                        | …6   |
| 7. 令和6年度伊万里市内子育て支援施設一覧            | …7   |
| 8. 標準・短時間の利用時間、延長保育料<br>及び給食費について | …8   |
| 9. 入園後の手続きについて                    | …9   |
| 10. 休日保育について                      | …10  |
| 11. 「病後児保育室すこやか」について              | …10  |
| ～伊万里市内子育て支援施設マップ～（裏表紙）            |      |

問い合わせ先

伊万里市役所 子育て支援課 保育係

☎ 0955-23-2174

## 1. 入園申込みについて

受付期間	入園を希望する月の前月1日から15日まで (15日が閉庁日の場合はその前の開庁日まで)
提出場所	伊万里市役所 子育て支援課 保育係
提出書類	① <b>教育・保育給付認定申請書(現況届)兼入園申込書 (黄色)</b> …内容を全て記入してください。
	② <b>保育施設等の利用に関する確認書</b> …内容を全て確認してください。
	③ <b>家庭で保育出来ない証明書</b> <u>保護者の該当する要件に応じて提出下さい。</u> ◆就労証明書・出産申立書・通院入院証明書・介護等申立書・在学証明書 ・求職申立書 など ※単身赴任等で市外に居住している保護者についても、提出が必要です。 ※60歳未満の同居の祖父母がいる場合は、「 <u>保育園等利用に係る申立書</u> 」の提出が必要です。(就労証明書等は必要ありません)
	④ <b>令和5年度 市町村民税 所得課税証明書</b> <u>※令和5年1月1日現在 伊万里市以外に住所があった保護者のみ</u> 令和5年1月1日現在の住所地の市町村役場から取り寄せて提出をお願いします。(委任状などが必要になる場合がありますので、該当する役場に事前にお問い合わせください) ※既に保育園等を利用されている場合は提出不要です。
	⑤ <b>個人番号(マイナンバー)届出書(マイナンバー及び身元確認書類を添付)</b> <u>新規入園者など一部の該当者のみ必要です。</u> 一部の該当例…転園を除く新規入園者 出生、転入などで新たに世帯に加わった人 など。 ※封筒に入れ、のりづけして提出してください。 (市外保育所希望者は封入れ不要)

## 2. 入園決定及び保育料決定の時期について

- ① 入園決定について …… 入園月の前月下旬ごろ
- ② 保育料について …… 入園月の中旬ごろ

それぞれ通知する予定です。

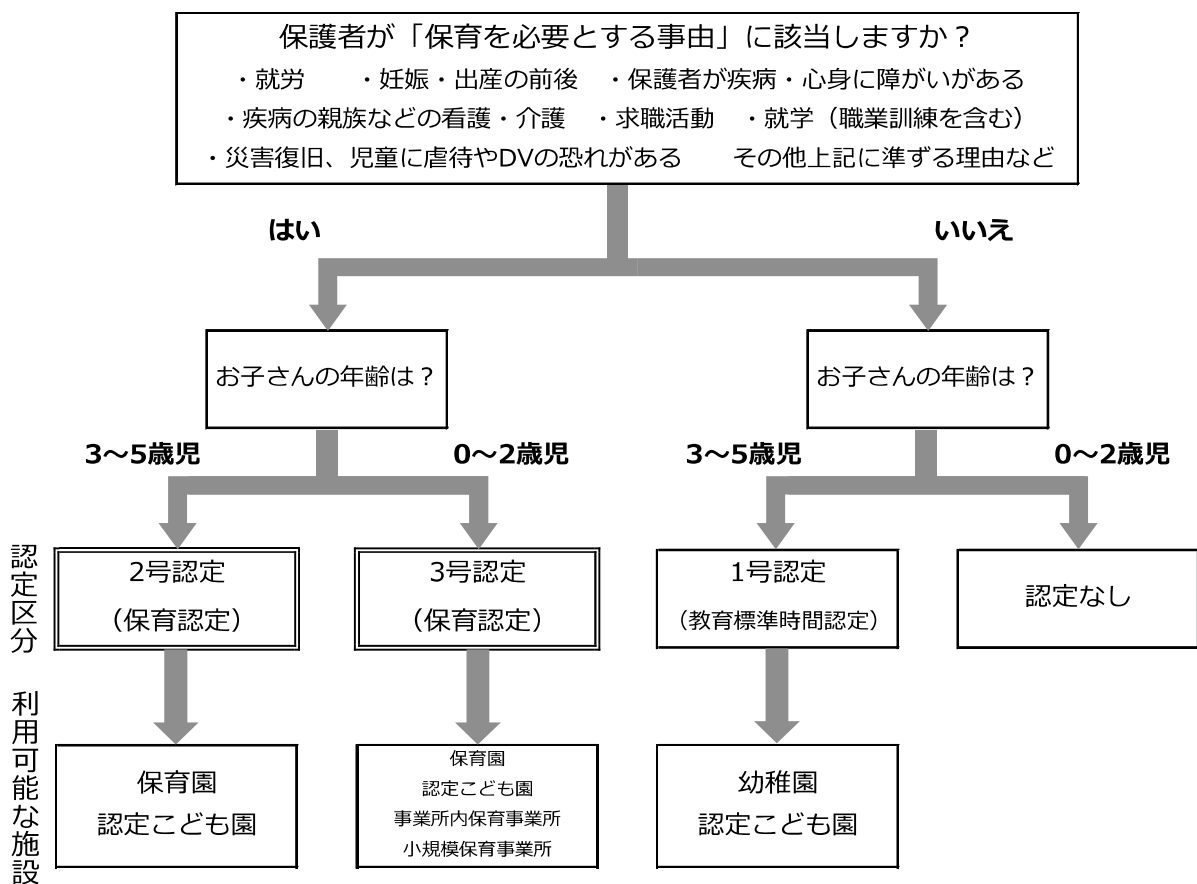
**※ 保育料に未納がある方は、希望の保育園に入園できない場合や入園決定が遅れることがあります。**

### 3. 教育・保育給付認定について

◇ 保育園等を利用する場合は、市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、年齢や保育の必要性により3つに分けられており、保育園等を利用するためには、2号または3号認定を受ける必要があります。次の場合は基本的に認定対象となりません。

- ① 児童の両親いずれかが専業主婦（主夫）として家事に従事している場合
- ② 小学校入学準備のための幼児教育の場として、あるいは集団生活に慣れさせるため
- ③ 原則として、1日の労働時間が4時間未満、月の労働日数が14日以下の場合
- ④ 育児休業を取得されている場合の、育児休業期間中の新規入園

このような場合や急な用事などで一時的に児童を保育できない場合は、市内保育園・子育て支援センターぽっぽでの一時預かりをご利用ください。



令和6年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス (実施年齢)	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

## 4. 保育園等の利用について

- ◇ 利用にあたっては、「保育の必要性の認定（2・3号認定）」を受けることとなります。  
2・3号認定を受けるためには、児童の保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	入所が可能な期間	保育必要量
就労（自営業、農業等を含む）	就労している期間	保育標準時間／保育短時間
就学（職業訓練を含む）	就学している期間	
看護・介護（親族などの疾病）	看護・介護が必要なくなるまで	
妊娠・出産の前後	出産予定日の前後合わせて5か月間	保育標準時間／保育短時間 【選択可】
通院・入院 (保護者の疾病・心身の障がい)	疾病等が回復するまで	
災害復旧	災害が復旧するまで	
虐待やDVのおそれがある	必要と認められる期間	
求職活動（起業準備を含む）	1年間で通算3か月間	保育短時間
育児休業取得時にすでに保育を利用している子の継続利用	育児休業を取得している期間	
その他、保育が必要と判断できる場合	必要と認められる期間	保育標準時間／保育短時間

### \* 下記のような場合は、期限付きの認定となります。

- (1) 雇用期間がある方（雇用契約更新が無の方）  
雇用期間内での認定（入園決定）となりますが、その後の雇用延長がある場合は、認定期間も延長となります。
- (2) 出産  
出産前後期間での入園は、産前は出産予定日からの8週前の日が属する月の初日からとなり産後は出産予定日から12週が経過する日が属する月の末日までとなります。
- (3) 育児休業  
育児休業中の継続入園の場合は、育児休業が終了する日が属する月の末日までとなります。  
※育児休業中の新規入園はご家庭において保育が可能であるため申請できません。
- (4) 病気療養  
病気療養による認定の場合は、療養を要する期間までとします。療養期間が長期に渡る場合は、3か月程度で、提出時と状況に変わりがないか聞き取りをさせていただきます。
- (5) 求職活動  
認定期間は、求職開始から3か月間が経過する日が属する月の末日までです。  
必ず期間内に就労証明書を提出してください。

**※認定期間満了、保育を必要とする事由がなくなった場合は、退園となります。**

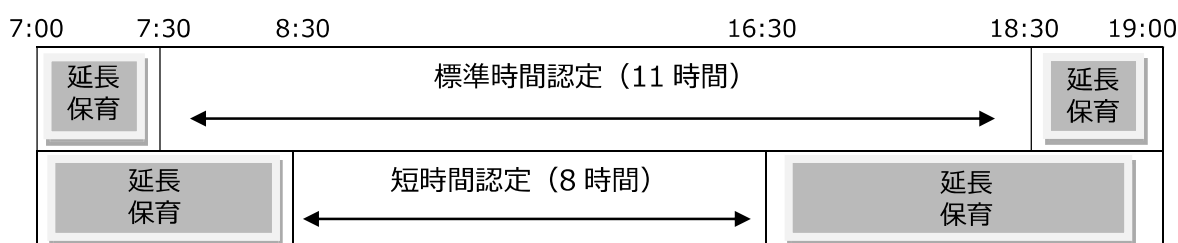
- ◇ 保護者の状況・就労時間などにより、「保育必要量」が区分されます。

区分	保育必要量	就労等の時間の目安
保育標準時間	11 時間/日	フルタイム就労など (月平均 120 時間以上勤務)
保育短時間	8 時間/日	パートタイム就労など (月平均 60 時間以上 120 時間未満勤務)

- ◇ 利用にあたっては、それぞれの園で設定された時間帯において利用できます。

(例) 開所時間 7:00~19:00

【標準時間利用】 7:30~18:30 【短時間利用】 8:30~16:30 に設定した施設の場合



必要量の時間を超えて利用が必要な場合は、延長保育になります。

別途、延長保育料が必要です。※延長保育料の金額については、各園で設定します。

- ◇ 障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様

障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様の受け入れは、「集団保育が可能であること」を条件としています。ただし、クラスの状況、保育士の配置等により、受け入れできない場合があります。

より良い保育を利用していただくため、事前に入園を希望する施設へ相談や確認をしてください。

ご不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い合わせください。

- ◇ 食物アレルギー等により制限される食物があるお子様

食物アレルギーなどにより制限される食物がある場合には、基本的に除去食や代替食の対応をしていますが、施設により受け入れ状況が異なります。

より良い保育を利用していただくため、事前に入園を希望する施設へ相談や確認をしてください。

ご不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い合わせください。



## 5. 保育料について

- ◇ 3歳児クラス以上の子どもの保育料（給食費は除く）は無料です。  
0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料は下記のとおりです。

(単位：円)

階層区分	市町村民税所得割額		3歳未満児						多子軽減について
			標準時間			短時間			
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
第1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	生計を同一にする最年長の子どもから順に 第2子半額、 第3子0円
第2	市町村民税非課税	ひとり親、障がい者世帯(※)	0	0	0	0	0	0	
		上記以外の世帯	0	0	0	0	0	0	
第3	48,600円未満	ひとり親、障がい者世帯(※)	6,300	0	0	6,300	0	0	
		上記以外の世帯	13,600	6,800	0	13,500	6,750	0	
第4	48,600円以上57,700円未満		21,000	10,500	0	20,700	10,350	0	
	48,600円以上77,101円未満のひとり親、障がい者世帯(※)		6,300	0	0	6,300	0	0	
	57,700円以上97,000円未満		21,000	10,500	0	20,700	10,350	0	
第5	97,000円以上169,000円未満		31,100	15,550	0	30,700	15,350	0	小学校就学前の範囲で、保育園等に入園する最年長の子どもから順に
第6	169,000円以上301,000円未満		42,700	21,350	0	42,000	21,000	0	
第7	301,000円以上397,000円未満		56,000	28,000	0	55,100	27,550	0	第2子半額、 第3子0円
第8	397,000円以上		60,200	30,100	0	59,200	29,600	0	

(※) ひとり親、障がい者世帯とは、母子家庭、父子家庭及び、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方・特別児童扶養手当の支給対象児童・障がい基礎年金の受給者が在宅で同居している場合に適用されます。(届出が必要です)

- 4月から8月は令和5年度分の市町村民税所得割額(令和4年分所得)、9月から翌年3月は令和6年度分の市町村民税所得割額(令和5年分所得)により決定。(住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。)
- 父母それぞれの収入が年間93万円以下の場合は、同居している扶養義務者(祖父母等)の中で最も収入が多い者の市町村民税所得割額を合算して保育料を算定。
- 年齢は、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、保育料の変更はありません。
- 保育料の納付について

### ●保育園

毎月月末までに納付。納付書は毎月15日頃、施設を通じてお渡しします。

口座振替は毎月26日(12月のみ25日)です。口座振替希望の場合は、市内金融機関の窓口で申込み手続きが必要です。その際は、通帳とお届け印をご持参ください。

※納付期限内に納付額を完納しない場合は、一定期間経過後、督促料及び延滞金に加算されます。

### ●認定こども園・地域型保育事業所

各施設に直接納付していただきます。納付方法などは各施設にお問い合わせください。

### 3歳児クラス以上の子どもの保育料(給食費を除く)は、無料です

認定区分	施設の種類	無料となる期間
1号認定	・幼稚園 ・認定こども園 (教育利用)	・満3歳になった翌月から小学校入学前まで ※満3歳になった翌月から1号認定となりますので、その時期に合わせた無償化の期間となります。
2号認定	・保育所 ・認定こども園 (保育利用)	・満3歳になった次の4月から小学校入学前まで

※給食費のほか、延長保育利用料金、行事参加費、通園送迎費等は無償化の対象となりません。

### 6. 副食費について (0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは、副食費の負担はありません。)

◇ 3歳児クラス以上の子どもの保育料は無料ですが、給食費の負担が必要です。

但し、給食費のうち、副食費(おかず、おやつ代等)については、下記のとおり免除の規定があります。

※ 副食費は、各施設が設定した金額を各施設へ直接お支払いいただきます。

副食費の金額は、「8. 標準・短時間の利用時間、延長保育料及び給食費について」でご確認ください。

納付方法などは、各施設にお問い合わせください。

<1号認定> 幼稚園・認定こども園(教育利用)					
階層区分	市町村民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
第1	生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を同一にする最年長の子どもから順にカウント
第2	市町村民税非課税	免除	免除	免除	
	ひとり親、障がい者世帯	免除	免除	免除	
第3	48,600円未満	免除	免除	免除	
	ひとり親、障がい者世帯	免除	免除	免除	
第4	48,600円以上 57,700円未満	○	○	免除	小学3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント
第5	97,000円以上 169,000円未満	○	○	免除	

※ ○は、副食費の負担が必要です。

※ 主食費については、免除の規定はありません。

<2号認定> 保育園・認定こども園(保育利用)					
階層区分	市町村民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
第1	生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を同一にする最年長の子どもから順にカウント
第2	市町村民税非課税	免除	免除	免除	
	ひとり親、障がい者世帯	免除	免除	免除	
第3	48,600円未満	免除	免除	免除	
	ひとり親、障がい者世帯	免除	免除	免除	
第4	48,600円以上 57,700円未満	免除	免除	免除	小学校就学前において最年長の子どもから順にカウント
	48,600円以上 77,101円未満のひとり親、障がい者世帯	免除	免除	免除	
	57,700円以上 97,000円未満	○	○	免除	
第5	97,000円以上 169,000円未満	○	○	免除	
第6	169,000円以上 301,000円未満	○	○	免除	
第7	301,000円以上 397,000円未満	○	○	免除	
第8	397,000円以上	○	○	免除	

## 7. 令和6年度 伊万里市内 子育て支援施設一覧

★ 保育園



令和6年4月1日 現在

	保育園名	定員	一時保育	開所時間	設置主体	所在地	電話番号
公立	大坪	130	○	7:30~19:00	伊万里市	大坪町甲2863番地1	23-2689
	松浦	80	○	7:30~18:30		松浦町山形5500番地1	26-2041
	大川	90	○	7:30~18:30		大川町大川野3836番地13	29-2078
私立	みなみ	120	○	7:00~19:00	伊万里福祉会	立花町3366番地9	23-1190
	立花	120	○	7:00~19:00		立花町1870番地77	23-2090
	大川内	90	○	7:00~19:00		大川内町丙2408番地3	22-2451
	波多津	40	○	7:00~19:00		波多津町辻499番地108	25-0027
	南波多	70	○	7:00~19:00		南波多町井手野2493番地1	24-2005
	いまり	120	○	7:00~19:00	伊万里学園	伊万里町乙1番地5	23-3261
	川東	90	○	7:00~19:00	川東福祉会	二里町大里甲1457番地1	22-2716
	中里	40	○	7:00~19:00	中里福祉会	二里町中里甲3427番地	22-5647
	医王	50	○	7:00~19:00	東方会	二里町大里乙401	23-2337
	大里	90	○	7:00~19:00	大里福祉会	二里町大里乙1577番地2	23-3335
	長浜	90	○	7:00~19:00	明星福祉会	東山代町長浜1266番地1	22-2717
	脇野	60	○	7:00~19:00	光明福祉会	東山代町脇野4944番地2	22-3226
	大久保	40	○	7:00~19:00	かりん会	東山代町大久保4685番地3	28-4624
	楠久	40	○	7:00~19:00	明志会	山代町楠久津113	28-0626
	牧島	50	○	7:00~19:00		瀬戸町226番地1	23-6049
	鳴石	40	○	7:00~19:00	慈光福祉会	山代町峰6408番地2	28-0524
久原	40	○	7:00~19:00	久原福祉会	山代町久原2964	28-2051	
さくら	30	○	7:00~19:00	佐代川福祉会	山代町立岩390番地12	28-3503	

★ 認定こども園

私立	伊万里幼稚園	350		7:00~18:30	学校法人 耕心学園	立花町3965番地	23-2881
	たんぼぼこども園	60	○	7:00~18:30	黒川福祉会	黒川町大黒川1546番地6	27-2443

★ 事業所内保育事業所 【0~2歳児(R3年4月2日以降生まれ)が対象です】

私立	SUMCOいまり	40		7:00~19:00	株式会社SUMCO九州事業所	東山代町長浜1743-140	25-9704
----	----------	----	--	------------	----------------	----------------	---------

★ 小規模保育事業所 【0~2歳児(R3年4月2日以降生まれ)が対象です】

私立	にこにこ保育所	12	○	7:30~18:30	株式会社 にこにこ	立花町3838-9	22-8585
	保育所 こどもの森 Pooh	12	○	7:30~18:30	株式会社 MIRAIE	脇田町3430	25-9123
	エンジェル保育所	19		7:30~19:00	株式会社 育み	大坪町乙1389-13	23-5010
	ベビーランド おりこうさん	19	○	7:30~19:30	特定非営利活動法人 ベビーランドおりこうさん	二里町八谷搦1189	23-0777
	愛育園	17		7:30~19:00	株式会社 笑顔	立花町2297-10	22-7353
	双葉園	17		7:30~18:30	株式会社 双葉園	立花町2015番地8	23-0920

★ 幼稚園

私立	伊万里カトリック	75		9:00~15:00	佐賀カトリック学園	二里町八谷搦117	23 - 5791
----	----------	----	--	------------	-----------	-----------	-----------

★ 子育て支援センター

公立	ぼっぼ	(月~金)	○	9:00~16:00	※200円 (1時間)	松島町391番地1	23 - 5197
----	-----	-------	---	------------	-------------	-----------	-----------



## 8. 標準・短時間の利用時間、延長保育料及び給食費について

保育園名	開所時間	利用時間・延長保育料					給食費 (3歳児以上)	
大坪	7:30~19:00	- (7:30~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~18:30)	100円 (18:30~19:00)	主食費	現物持参	
		標準 (7:30~18:30)				100円 (18:30~19:00)	副食費	4,500円
松浦・大川	7:30~18:30	- (7:30~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~18:30)		主食費	現物持参	
		標準 (7:30~18:30)					副食費	4,500円
みなみ・立花・大川内 波多津・南波多	7:00~19:00	100円 (7:00~7:30)	短 (8:30~16:30)	100円 (16:30~17:30)	100円 (17:30~18:30)	100円 (18:30~19:00)	主食費	※2 1,000円
		100円 (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			100円 (18:30~19:00)	副食費	4,500円
いまり	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~18:30)	100円 (18:30~19:00)	主食費	現物持参	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			100円 (18:30~19:00)	副食費	4,500円
川東	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~18:30)	100円 (18:30~19:00)	主食費	500円	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			100円 (18:30~19:00)	副食費	4,500円
中里	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	100円 (16:30~17:30)	100円 (17:30~18:30)	100円 (18:30~19:00)	主食費	現物持参
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			100円 (18:30~19:00)	副食費	4,700円
医王	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~18:30)	100円 (18:30~19:00)	主食費	現物持参	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			100円 (18:30~19:00)	副食費	4,500円
大里	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~18:30)	100円 (18:30~19:00)	主食費	現物持参	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			100円 (18:30~19:00)	副食費	4,700円
長浜	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)		- (16:30~19:00)	主食費	800円	
		標準 (7:00~18:00)				- (18:00~19:00)	副食費	4,700円
脇野	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)		- (16:30~19:00)	主食費	現物持参	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			- (18:30~19:00)	副食費	4,700円
大久保	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)		- (16:30~19:00)	主食費	現物持参	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			- (18:30~19:00)	副食費	4,700円
楠久・牧島	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)		- (16:30~19:00)	主食費	500円	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			※1 100円 (18:30~19:00)	副食費	4,500円
鳴石	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	100円 (16:30~19:00)		主食費	現物持参	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			- (18:30~19:00)	副食費	4,700円
久原	7:00~19:00	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~19:00)		主食費	現物持参	
		- (7:00~7:30)	標準 (7:30~18:30)			- (18:30~19:00)	副食費	4,700円
さくら	7:00~19:00	- (7:00~8:00)	短 (8:00~16:00)		- (16:00~19:00)	主食費	園から提供	
		- (7:00~8:00)	標準 (8:00~19:00)				副食費	4,500円
伊万里幼稚園	7:00~18:30	- (7:00~8:00)	短 (8:00~16:00)	30分あたり200円 (16:00~18:30)		主食費	3,000円	
		標準 (7:00~18:00)			200円 (18:00~18:30)		副食費	5,500円
たんぼぼこども園	7:00~18:30	- (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	100円 (16:30~17:30)	100円 (17:30~18:30)	主食費	1,000円	
		標準 (7:00~18:00)			100円 (18:00~18:30)		副食費	4,500円
SUMCOいまり	7:00~19:00	1時間あたり200円 (7:00~8:30)	短 (8:30~16:30)	1時間あたり200円 (16:30~19:00)		1時間あたり200円 (18:00~19:00)	〔-は無料です〕	
にこにこ	7:30~18:30	- (7:30~9:00)	短 (9:00~17:00)	1時間あたり200円 (17:00~)		主食費	※1 …楠久・牧島 月額上限800円	
		標準 (7:30~18:30)					副食費	※2 …南波多のみ 現物持参
Pooh	7:30~18:30	- (7:30~8:30)	短 (8:30~16:30)	100円 (16:30~17:30)	100円 (17:30~18:30)	主食費		
		標準 (7:30~18:30)					副食費	
エンジェル	7:30~19:00	- (7:30~8:30)	短 (8:30~16:30)	200円 (16:30~19:00)		100円 (18:30~19:00)		
		標準 (7:30~18:30)					副食費	
おりこうさん	7:30~19:30	- (7:30~8:30)	短 (8:30~16:30)	100円 (16:30~18:30)	100円 (18:30~19:30)	100円 (18:30~19:30)		
		標準 (7:30~18:30)					副食費	
愛育園	7:30~19:00	- (7:30~9:00)	短 (9:00~17:00)	100円 (17:00~18:30)	100円 (18:30~19:00)	100円 (18:30~19:00)		
		標準 (7:30~18:30)					副食費	
双葉園	7:30~18:30	- (7:30~8:00)	短 (8:00~16:00)	100円 (16:00~17:00)	100円 (17:00~18:30)			
		標準 (7:30~18:30)					副食費	

## 9. 入園後の手続きについて

- ◇ 申請内容に変更が生じた場合は、手続きが必要です。  
速やかに子育て支援課に連絡し、必要な手続きを行ってください。
  
  - 勤務状況に変更があったとき
    - 例) ・退職      ・転職      ・勤務先は変わらないが、勤務時間や勤務日数の変更
    - ・就労していたが、出産のために産前休暇に入る
    - ・求職活動中だったが、仕事が決まった
  - 家庭状況に変更があったとき
    - 例) ・転居      ・出生、死亡      ・離婚、結婚      ・祖父母と同居
  - 児童や同居人が障がい者手帳等や特別児童扶養手当を取得したとき
  - 修正申告などで、税額に変更があったとき
  - 市外へ転出するとき
- 
- ◇ 転園について  
入園後に他の保育施設へ転園を希望する場合は、改めて申し込みが必要です。  
転園は、新規入園申込みと同じ扱いとなりますので、選考の結果、転園できない場合があります。また、保護者が育児休業中は転園できません。
- 
- ◇ 退園について  
ご都合により退園をする場合には、速やかに退園届の提出が必要です。  
退園日は原則として、月末となります。退園される月の20日頃までに余裕をもって子育て支援課で手続きをしてください。  
提出がない場合は、実際に利用したか否かに関わらず、保育料をお支払いいただきます。  
保育を必要とする事由がなくなった場合は、退園となります。  
無断または特別な理由なく、概ね1か月以上登園しなかった場合には、退園となることがありますので、ご注意ください。
- 
- ◇ 市外へ転出後に保育園等を継続利用する場合について  
在園児が市外に転出した後も継続して当該施設に通園を希望する場合は、転出前に退園の手続きが必要です。また、転出先の市区町村で、転入の手続きが完了したら、伊万里市の施設に継続して通園するための手続きが必要です。事前にご相談ください。



## 10. 休日保育について

- ◇ 保護者が就労や病気などで、休日（日曜日や祝日）に子どもの保育が必要になったときに利用できます。

利用については登録、利用届の提出が必要です。

くわしくは、大坪保育園へお問い合わせください。

対象となる児童	保護者の就労や病気等により家庭保育が困難な未就学児
定員	おおむね 10 人以内
利用時間	8時から 18 時まで
実施場所	大坪保育園 〒848-0021 伊万里市大坪町甲 2863 番地 1 ☎23-2689

## 11. 「病後児保育室すこやか」について

- ◇ 伊万里市では、病気回復期の児童をかかえる保護者を支援するために、「病後児保育室すこやか」を開所しています。

- ◇ 利用について

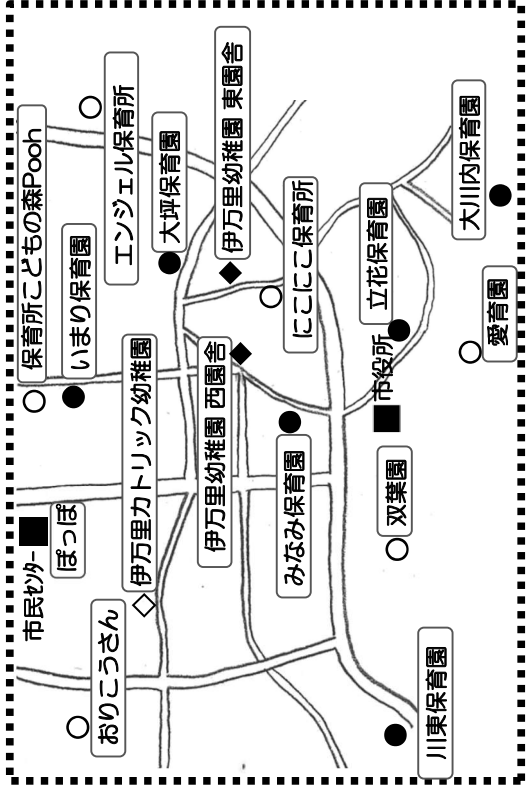
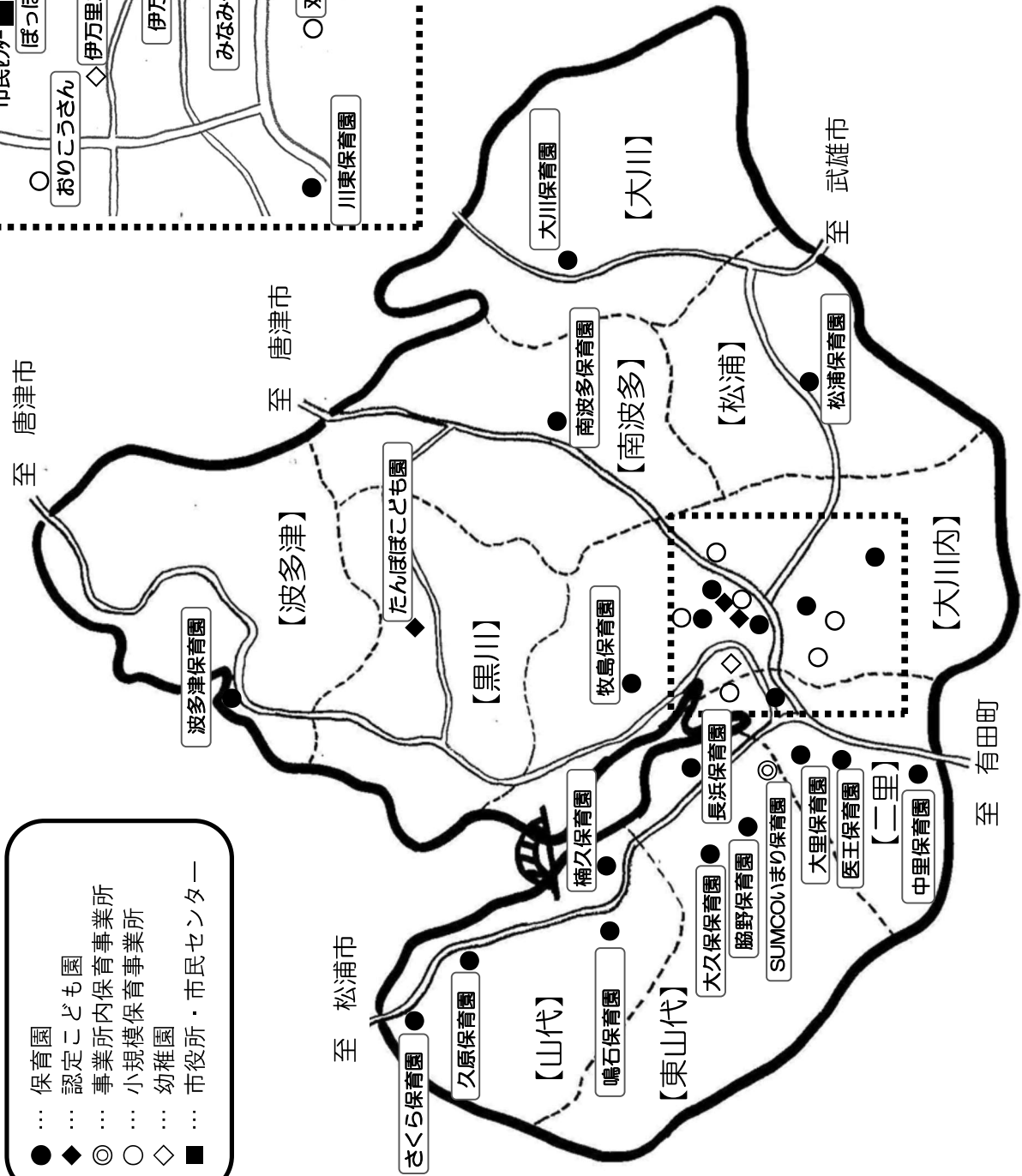


くわしくはホームページまたは、保育係にてパンフレットを配布しております。

利用については事前登録が必要です。早めのご登録をおすすめします。

対象となる児童	病気の回復期である市内在住の満 1 歳から小学 3 年生までの児童
利用期間	利用開始日から 5 日以内
利用日・時間	月曜日～金曜日 8時から 17 時 30 分（延長保育はありません。） ただし、土・日・祝日・8月 13 日～15 日・年末年始はお休みです。
定員	2 名（申込み順、予約が必要です。お断りする場合があります。）
料金	児童 1 人当たり 1 時間 200 円
実施場所	病後児保育室すこやか（市民活動支援センター建物内） 〒848-0027 伊万里市立花町 1542 番地 16
問い合わせ先	子育て支援課 保育係 ☎23-2174

- … 保育園
- ◆ … 認定こども園
- ◎ … 事業所内保育事業所
- … 小規模保育事業所
- ◇ … 幼稚園
- … 市役所・市民センター



伊万里市内

子育て支援施設

マップ